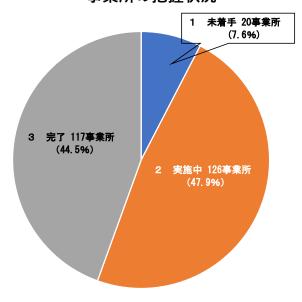
容器流出防止措置対応状況(令和5年3月末現在)

「令和4年度燃焼器具交換・安全機器普及状況等調査報告書」から抜粋

						1744年及然焼畚具2	《换•女王悈砳百次仇》	記等調査報告書」から抜粋
	支部	事業所数	事業所			供給設備		
	X III		未着手	実施中	完了※	対象設備数	完了設備数	実施率
1	岩 国	32	2	17	13	7,580	3,564	47.0%
2	大 島	11	0	5	6	889	596	67.0%
3	柳井	18	1	12	5	4,685	2,760	58.9%
4	光	14	0	8	6	3,300	1,180	35.8%
5	下 松	8	0	6	2	2,298	952	41.4%
6	徳 山	4	0	3	1	1,063	681	64.1%
7	都濃	10	2	4	4	1,428	1,018	71.3%
8	防府徳地	13	1	8	4	6,388	2,910	45.6%
9	Д П	17	0	11	6	4,830	2,702	55.9%
10	吉 敷	12	1	6	5	2,297	982	42.8%
11	宇部小野田	25	2	10	13	4,405	1,628	37.0%
12	厚狭	9	1	4	4	889	397	44.7%
13	下 関	41	5	16	20	3,256	1,297	39.8%
14	美祢	16	2	6	8	655	165	25.2%
15	長 門	13	3	5	5	2,623	459	17.5%
16	萩	20	0	5	15	5,504	3,905	70.9%
	合 計	263	20	126	117	52,090	25,196	48.4%
			7.6%	47.9%	44.5%		23,190	40.4 /0

※ 法定対象数が「0」の事業所を含む。

事業所の把握状況



- 〇既存の供給設備のうち、1m以上の浸水が想定される地域の消費先に設置されている充てん容器等(以下「対象施設」といいます。)は、令和6年6月1日までに容器流出防止措置を講じなければなりません。(残り1年)
- ○今回の調査結果では大半(92.4%)の事業所が 改善に着手又は完了されていますが、一方で、 未着手と回答された事業所も20事業所(7.6%) あり、こうした事業所におかれては、早急に 改善に取り掛かる必要があります。
- ○特に、対象施設を多く有している事業所におかれては、改善期限までに改善が完了するよう、 計画的に改善対策を実施していきましょう。